特別自治市構想に反対する要望

神奈川県造園業協会は県下に 485 事業所が加入する協会であります。設立より 52 年間「かながわの緑を創り育てる」を理念に神奈川県の緑環境の整備、緑化の推進など県下全域で活動してきました。特別自治市の実現による県の分断により当協会の組織運営の在り方が根本から揺るがされることから、その法制化には反対を表明いたします。

当協会は協同組合と労働保険事務組合を組織しております。会員の為の各種保険関係、また労働災害保険も扱っており、いずれも神奈川県造園業協会の会員であることが条件です。特別自治市が実現すると組織の形を維持できなくなり、県内会員を守る団体共済制度の存続が危ぶまれる事態となります。

当協会は主要建設業である造園工事に携わる県下の造園職の技能向上を目的に、造園技能士１・2・3 級の学科試験と実技試験の運営協力をしています。これは神奈川県職業能力開発協会の監理監督のもと実施される事業です。県全域より受験者を募集し、検定員と補佐員を当協会員の有資格者から特に有能な人材を選び、検定実行委員は 30 余名になります。特別自治市が実現すると、検定事業の崩壊に繋がりかねません。そうなれば、厚生労働大臣・県知事認定の造園技能士が神奈川県内から減少することは避けられません。

神奈川県内の３つの指定都市内にある県立施設の維持・管理には大きな問題が生じます。造園業界で言えば都市公園の維持管理、公園内の施設運営等を各特別自治市がこれまでの水準で継続することができるか疑問です。仮に、継続できないとすれば行政サービスの低下に繋がります。もちろん指定管理者として指定されている業者の多くに、また現在の受注業者にも大きな影響が及びます。

特別自治市に移行すると行政手続の分散、複雑化、公共工事の入札参加要件が変わるなどの影響が問題になります。また災害時における広域連携は大変重要です。従来の広域的な災害協定や災害対応における司令塔としての機能が分断されるおそれがあります。当協会は行政との長期にわたる信頼関係を築き、災害時の訓練を行ってきました。しかし「地域の守り手」としての広域的な組織活動の分断により応急復旧体制の弱体化を招くことがあってはなりません。

以上、特別自治市構想には様々な懸念がある中で、法制化を進めることは合理的でなく適切でないと考えます。３つの指定都市を合わせると神奈川県の人口の約７割を占めるため、特別自治市の実現は県の税収を大幅に減らし、ひいては他の市町村の福祉・防災・教育・子育てなどの補助金減額やその他しわ寄せがくることは明らかです。特別自治市以外の市町村に対するマイナスの影響があまりにも多いと判断し、県民の行政サービスを受ける機会の均等という観点からも特別自治市構想に反対を表明すると共に、神奈川県知事には構想を阻止していただくよう要望いたします。

令和８年 11 月 24 日

神奈川県知事　黒岩　祐治 様

一般社団法人神奈川県造園業協会

会長　松倉　仁